

# 伝法院流所用「曼荼羅供次第」

細 沼 儀 豊

## 序

曼荼羅供とは、両部大曼荼羅を供養して、新造の佛像開眼、堂塔の落慶、先亡追善の為に修される法会である。この法会は、「初めは漫荼羅の具足せるを見る三昧耶なり」、また「遙かに曼荼羅を見る時は無始以来の悪業重障摧滅し、これを供養する功德広大なり。謂く造漫荼羅のとき、具足の漫荼羅を見んと謂うが如し。(中略)是の如くの法会を見ることを得せしむるが故に、無量の罪業皆な滅除することを得」という『大日経』並に『大日経疏』の「秘密曼荼羅品」に説示する「五種三昧耶」の第一に位置付けられる分齊であることから、真言宗における法会儀式として古来より尊重されている。

そこで法会儀式としての「曼荼羅供」は如何なる経緯を経て今日まで至っているのか。真言宗の中でも特に豊山の場合、伝法院流を根本法流とした明治四十三年を転機として見た時、その「曼荼羅供」のみにおいても紆余曲折を垣間見る現実がある。<sup>(2)</sup> しかしながら所用の法流を豊山派では「伝法院流」と規定している以上、「曼荼羅供」においても嚴重に伝法院流の通則に従うのが本義であろうと考えている。頼瑜・専誉両僧正

の御遠忌大法要として「曼荼羅供」は既に執行されたが、改めて関わる諸問題を見直してみたいと考えている。

## 問題の所在

問題の所在は、事相という範疇に属していることから、その中での条件において調査検討していきたいと考えている。そこで伝法院流という枠において用いられる「曼荼羅供次第」について、その所在を明らかにし、その次第によって何が確認され、如何にあるべきかを問い質すことが本稿の目的となる。

まず伝法院流とは、興教大師覚鑊上人を事相法流上の流祖とすることは周知の通りである。また広沢六流の一つに数えられ、主要な本次第類は広沢方の聖教類に基づいて相伝されている。その伝法院流においても法会儀式が広沢方の所作法則に拠るべきことは勿論の事であるが、現行の法会における法則所作については本義と相違する箇所も見られることから、相伝による確かな根拠を提示し、是正する意味を含めて、「曼荼羅供」が伝法院流によって執行される場合の指針となる為にも、当次第の存在を改めて捉えていく必要があると考えている。

## 当次第の概要

まず当流所用の「曼荼羅供次第」について所在を提示すると、通常は『伝法院流聖教』中の『小次第』<sup>(3)</sup>に収録されたものを指すが、『曼荼羅供次第』のみにおいては、主として次に掲げる三帖一帙の体裁による長谷

伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

寺所蔵「曼荼羅供次第」を指すものと考えられる。

『曼荼羅供次第・三帖―広沢通用法則ニ・伝流供養法ニ』(『長谷寺聖教目録』五箱一六十四)

帙裏書 文久二年(一八六二)八月改造帙 通済

A 『広沢曼荼羅供次第 豊山伝法院 権僧正尊如』

内題 曼荼羅供次第堂上一行

付 平座曼タラ供事

建保二年三月日寛瑜法印法事導師覚教法印之向云彼道儀所聞及粗記之

佛両界 ミツノ種字 經 導師法服甲ケサ香呂箱 居箱草座座具之 如意座具累之不具十弟子 無言行道総礼無之 散花於本座同音

右三僧記内写之者也(傍線は筆者による)

奥書千時延宝二(一六七四)年六月十六日之用意

B 『広沢曼荼羅供次第 豊山伝法院 権僧正尊如』(広沢曼荼羅供次第 小池坊僧正尊如)

内題 曼荼羅供次第堂上一行

奥書 一品宮御母儀三十三回忌御佛事被行之 大阿闍梨上醍醐水本僧正寛済職衆十二口

右次第從御所被注書之了也

C 『伝流曼荼羅供次第』(豊山伝法院僧正尊如)

金剛頂經蓮華部心念誦次第中大供養会・四印会・一印会ヲ胎藏界念誦次第ノ大羯磨印・大威徳生・金剛不壊・蓮華藏・万徳莊嚴・一切支分生・法住印・世尊陀羅尼・迅疾持ヲ引入シ両部合行次第トスルモ四度次第中ニ金剛界念誦次第胎藏界念誦次第ヲ第一卷ニ掲載ズミニテ略ス。(『伝法院流聖教』三、七十四頁下)

この三帖の内一帖は、C次第『伝流曼荼羅供次第』であるが、帙題の「伝流供養法」を指し、内容は『両部合行法』であり、所用の『金剛界念誦次第』に『胎藏界念誦次第』の大羯磨印・八印を導入した次第としている。他二帖A・Bの次第については、「広沢通用法則」とされ、これから検討する「曼荼羅供次第」である。

先づA次第について、次第末に付された「平座万タラ供の事」に注目してみたいと思う。これは『三僧記』中より写され記載されていることがわかる。その中で、

建保二年（一一二四）三月日寛瑜法印法事導師覚教法印之向

という記述があり、寛瑜法印（一一三二―一二二四）の法事に覚教法印が導師を勤めた際、平座曼荼羅供を修したということである。これは禅覚（一一七四―一二二〇）記である『三僧記』から引用して付されているものである。その『三僧記』自体には、「平座万タラ供の事」の直前に「曼荼羅供大阿闍梨次第有舞」が記され、この次第と守覚（一一五〇―一二〇二）が類聚或は撰述された『紺表紙小双紙』中に「曼荼羅供次第」六帖が収められているが、その内の「曼荼羅供大阿闍梨次第有舞」とはほぼ一致する内容となっている。またこれ等より先に御室仁和寺での「大治二年（一一二七）曼荼羅供次第」<sup>5</sup>が確認されているが、この時の次第では、大阿闍梨に高野御室覚法法親王（一〇九一―一一五三）が勤められていて、その記録には「以て代々御室之勤修の本と為す」と記されていることから、広沢方の基本的な曼荼羅供次第を示した拠り所となるような次第であると理解され得る。つまりこの「大治二年の次第」以降、守覚の次第類が存在し、伝法院流所用の次第へと続く流れを形成していることが確認されるのである。

このようにA次第での関連する事実によれば、伝法院流の「曼荼羅供次第」というよりはむしろ広沢方の「曼荼羅供次第」という内容であることが理解されるわけである。

## 伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

次にB次第であるが、次第自体の奥書には、

一品宮御母儀三十三回忌御佛事被行之 大阿闍梨上醍醐水本僧正寛済職衆十二口

右次第従御所被注書之了也

と記され、一品宮とは一品太王・覚深法親王(一五八八―一六四八)のことであり、後陽成天皇妃・中山大納言親綱卿女・藤原親子をその母としている。その三十三回忌御佛事を行じられた際、大阿闍梨に醍醐報恩院・寛済僧正(一五九六―一六六三)が勤められたということになっている。御佛事自体の年代を確定できないが、凡そ覚深が一品に叙せられたのが慶長十九年(一六一四)七月であり、さらには三十三回忌となれば、覚深ご出生から丸三十二年は過ぎており、少なくとも元和六年(一六二〇)以降となる。また寛済が僧正である時期ということは、大僧正に補せられるのが『伝灯広録』によれば、「寛永十九年(一六四二)七月」としてあり、また『仁和寺御伝』には、「寛永十六(一六三九)年三月二十日、護摩寛済大僧正」となっていること(7)から、やや曖昧な年代記述もあるが、それ以前のことと考えられ、ほぼこの頃に作成執行された次第と考えられる。この次第は奥書にあるように、

干時延宝二(一六七四)年六月十六日之用意

と記されていることから、この次第書写が尊如(一六二二―一六八四)であるかどうかは確定できないが、この時期の次第が伝法院流の「聖教」として扱われ、『小次第』という形で相承されるようになったものと考えられる。また次第の内容は覚深という仁和寺第三十一世門跡が関係しており、伝法院流という限定された次第とは言い難いものであり、先のA次第のように広沢方の次第と見たほうが妥当であると考えられる。さらにこの『小次第』自体が豊山長谷寺に相承されるのは、延宝二年以降のことであって、仁和寺真乗院孝源大僧正より、天和三年(一六八三)に受法された尊如等が考えられる。また『小次第』に関する記述は見当た

らないが、外題に「豊山伝法院権僧正尊如」としてあることから、当次第を受法されていると見てよいと思われる。さらに同阿闍梨から元禄元年（一六八八）には、卓玄、亮貞等が受法しており、その時に亮貞が記録した『伝流受法日記』と共に「曼荼羅供次第」の口説を付した『伝流灌頂曼供要聞記』を含めた一帙として、『伝流受法記』五冊が長谷寺に所蔵されていることもその受法の裏付けとなり、この頃からA・B・Cの次第が三帖一帙として相承されたと考えられ、伝授阿闍梨孝源大僧正が類聚して伝法院流の聖教とされたものと推察されるのである。

## 当次第の具書・法規

さて伝法院流聖教としての「曼荼羅供次第」は、実際に如何なる法則により修するのか。受法された口説の記述によって明らかにしておきたいと思う。

まず先ほどの亮貞記とされる『伝流灌頂曼供要聞記』（已下『要聞記』と略す）において、「曼荼羅供」についての記述がある。この『要聞記』には、伝法灌頂の要所を所用の具書である『灌頂肝要篇目』、『手鏡』、『掌中鈔』等についての決措を図った聞書きであり、「曼荼羅供」においてもその次第についての要点が記されている。伝法院流での曼荼羅供は、この『要聞記』に依るべきであろうと考えられるのである。また所用の具書については、如宝の『専水訣』に

### 灌頂具書の事

- 式三卷保寿伝流
- 式三卷院方
- 初後夜次第二卷一
- 掌中抄三卷
- 教授用意一卷
- 手鏡一卷
- 支具
- 寸法并数之事一軸
- 須要篇目三卷
- 金剛線一卷
- 幄屋事一卷
- 教誡詞同返答一卷
- 伝法灌頂

## 伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

三昧耶戒初後夜図一卷 ○灌頂用意之事一卷 ○広沢図一卷 卷物無 已上小池 表紙 坊経庫本 ○孝源大 伝法灌頂決疑  
抄二卷 或合 為一 ○伝法灌頂肝要記一卷 已上三長折 本西院流也 ○教授用意三卷 三昧耶戒 初後夜 ○鎮守読経導師作法 ○五色系縫作法一卷 ○御灌頂次第第一卷 ○灌頂支具次第第一卷 ○当日早旦調支具一卷 已上八通 十短折 本也<sup>(10)</sup>

と示される具書類があり、それらによつて詳細を窺う必要がある。また法則通規に至つては、『専水訣』並に知脱の『人水授受記』によつて

此の外に散華師・誦経師・咒願師・讚の頭・堂達の進退の儀式は全く法則集を用ふべし。

とする「法則集」を示されているが、それは『広沢法則集』甲乙二冊を指示しており、<sup>(11)</sup>長谷寺所蔵の『広沢法則集』には、

仁和寺真乘院宥証大僧正の仰せに云く、此の法則は沢方の通軌にして最も準拠すべし。<sup>(12)</sup>

という知脱の記した奥書が重要な意味を持っていると思われる。

また先ほどの「曼荼羅供次第」A・B二本は堂上という設定であるが、平座は『三僧記』より抄出した「平座万タラ供事」に基づき、庭儀には、伝法灌頂における庭儀に準ずる法則を適用するのが妥当であると思われる。

このようにして伝法院流における「曼荼羅供」の指南について、最も基本的な資料によつて提示してみたのであるが、今日まで執行されてきた法要では、必ずしも伝法院流の軌則に準じているわけではない。その主たる所作の相違について例を挙げると、「立列三声」や「散華師所作」がある。今日では通則の如く会奉行が「御立座」と発声して立列するが、『要聞記』には、威儀師が「列列列と三度之を申し」と指示される。<sup>(13)</sup>『専水訣』<sup>(14)</sup>も同様に記されている。また散華師の所作について、広沢方では柄香呂を持ちながら唱えるが、現

行にはない。その他の所作については省略するが、再検討されるべき問題がいくつか散在していることを指摘するのみとしておきたい。

## まとめ

以上、伝法院流聖教として所用の「曼荼羅供次第」について、その次第の所在を探ってきたのであるが、まとめと言える事は、伝法院流とはいっても広沢方であり、所用の次第は必然的に広沢方通用の次第を採用していることと、所作法則は『広沢法則集』という広沢方通用の法則に準ずることが確認されたことにより、伝法院流にて曼荼羅供を執行する場合の骨格が明らかとなったわけである。

興教大師を流祖とする伝法院流は、諸流遍学によって統合された法流というイメージが想起されるが、今回の「曼荼羅供」に関する限り、そのイメージよりもむしろ広沢方通用の次第と法則によって成立していることから、広沢方という大きな枠に沿って「伝法院流」の聖教類を検討していくべきであろうと考えている。

※付録として本稿表題の「曼荼羅供次第」A・B二本を掲載して参照便宜されたい。当次第は已に『伝法院流聖教』（真言宗豊山派宗務所発行）中に収録されている。原本は長谷寺所蔵本（『長谷寺聖教目録』五箱六十四）を参照されて編集掲載されている。しかし読解上不備が際立つことから再編集した。尚、解読困難な箇所が幾つか存在するので、当該箇所の体裁を整えて提示することを了解いただきたい。

## 註

(1) 灌頂受者の資格について、五種の階梯がある。『大日経』卷五「秘密漫荼羅品」に之を説く。阿闍梨もし弟子

## 伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

の分齊を誤りて非器の者に法を許せば、重罪を得るが故に、受者の資格に応じて灌頂の程度を異にするというもので、之を五種三昧耶という。

(2) 平成十五年四月に執行された総本山長谷寺における「大曼荼羅供法要」では、先年平成四年興教大師八五〇年御遠忌、昭和五十九年弘法大師一一五〇年御遠忌、更に大正十三年総本山長谷寺大講堂落慶等の各曼荼羅供法要の全てが一連の流れに沿っているが、江戸時代からの豊山の御遠忌等における曼荼羅供は醍醐・報恩院流で執行されている。その法要次第を参照作成されていることから発生しており、今日なお広沢方である伝法院流との差異を解消できていない。

(3) 『伝法院流聖教』三(昭和五十七年十二月十日、真言宗豊山派宗務所発行)内、『小次第』  
『小次第』(権田雷斧『伝法院流伝授私勸』第三)『密経大辞典』

阿弥陀法 光明真言法 土砂加持 内護摩大師御作 荒神供 荒神供次第 荒神鹿乱口伝 摩怛利神法安井流  
出家略作法信証作 振鈴心覚 阿弥陀作法次第 疫病消除経 却温神咒経口伝 招魂法 率都婆式覚作 開眼  
作法同次第 古仏撥遣 無常導師作法 無縁送作法 自身引導 広沢通用行法次第 子鳥許可作法九重印可 理  
趣経法 大師供養法私 曼荼羅供次第第三卷 遷宮作法 灌頂掌中鈔三卷 入道作法 印可次第広沢 八千枚作  
法三帖 両都合行折紙 広沢印可次第有齋怡奥書 (以上三十三作法)

○これらの諸々の行法作法は、果して一人の阿闍梨によって類集されたものであろうか。筆者はそうは考えない。伝流の鈔書にない行法作法が必要に応じ作られ、集められたものであろう。従来より類集者は詳かでない。(『伝法院流聖教』六「解説」権田快寿)

※『人水授受記』三十一法、『専水訣』十六法

(4) 守覚編『紺表紙小双紙』(勉誠社刊『守覚法親王の儀礼世界』六五一頁〜七〇七頁)  
「曼荼羅供次第第一結」六帖

①曼荼羅供次第院御堂  
供養儀 ②曼荼羅供次第有舞  
樂儀 ③曼荼羅供大阿闍梨次第有舞  
樂儀 ④曼荼羅供大阿闍梨次第

⑤天台曼荼羅供次第 ⑥曼荼羅供大阿闍梨次第蓮華心院  
供養儀

(5) 『大治二年(一一二七)曼陀羅供次第』(釈家部四十八、『続群書類従』卷七百六十三)

付院宮堂塔供養作法於余所隨時依人有広略不同。大阿闍梨又以同前。以代々御室之勤修為本。於余人者有具不具。(百三十六頁上)

(6) 『伝灯広録』卷八之下(『続真言宗全書』三三〇頁上—三三一頁上)

「大日本国僧統録総法務大内山仁和寺二十一代大王覺深ノ伝」

三十五ノ祖覺深親王ハ、後陽成帝一ノ太子、母ハ上相親綱之女(親子)也。(中略)十九年(一一六四)七月七日直二一品ニ叙ス。(正保)五年(一一六八)閏正月二十一日涅槃ス。鶴算六十一。後南御室ト称ス。付法 信遍

(7) 『伝灯広録』卷第十一(『続真言宗全書』四六五頁下)

「東寺百九十三代ノ長者法務報恩院ノ十六世大僧正寛濟ノ伝」

三十九祖名ハ寛濟、水本ノ法務大僧正ト曰ウ。後正覺ノ僧正之室ニ入テ得度ス。中山尚書慶親之子ナリ。学業成立シテ伝法具支ノ灌頂ヲ源朝ニ受ケ、報恩院十六世之席ニ居ス。繼テ正嫡ノ瀉瓶ヲ得テ秘密ノ宝蔵ヲ持シテ、三十九ノ祖ト作ル。権僧正ニ任ズ。寛永十九〇「年回」(一一六四二)七月朔大ニ転ズ。東寺二ノ長者ニ加セラル。(中略)(寛文)三年(一一六六三)六月二十三日ニ宛然トシテ化ス。六十八 付法 高賢座主 有雅写瓶

(8) 『仁和寺御伝(顕証書写本)』(『仁和寺史料』寺史編二、百九十頁)

同(寛永)十六年卯三月廿日戊寅、斗宿從今夜、清凉殿為国母御祈、被令修普賢延命法、伴僧廿口、護水本廣寛濟大僧正、以下略。

(9) 『長谷寺聖教目録』十八箱、二

## 伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

- (10) 如宝記『専水訣』第七(『統豊山全書』第七卷、四〇四頁下～四〇五頁上)
- (11) 如宝記『専水訣』第七(『統豊山全書』第七卷、四〇四頁下～四〇五頁上)  
此の外に散華師・誦經師・咒願師・讚の頭・堂達の進退の儀式は全く法則集を用ふべし。
- (12) 『広沢法則集』(甲乙二卷、『長谷寺聖教目録』二十六箱・六)  
「乙卷」奥書  
安永五年(一七七六)丙申六月十六日、小池坊経庫之本を以て校合畢る。仁和寺真乘院前大僧正宥証和尚の仰に云く、此の法則は沢方の通規にして最も準拠すべし。豊山本願院 知脱
- (13) 『要聞記』(九丁左、『長谷寺聖教目録』十八箱・二)  
問フ、集会所ニテ列ヲ催ス之有ルカ。答ウ、必ズ之有リ。集会ノ座定ツテ後、威儀師来ツテ集会末席ノ真中ニ手ヲツイテ列々ト三度之ヲ申シ而メ後ニ立列也。若シ威儀師無キ所ニテハ承仕催ス也。庭儀堂上共ニ爾也。
- (14) 『専水訣』七(『統豊』七、四二下)  
即次<sup>式十</sup>第立列ス文。師口云。集会ノ座定テ後威儀師来テ集会末席ノ真中<sup>マシ</sup>ニ手ヲツイテ列々ト三度申シ後立列ス。無<sup>ニ</sup>威儀師<sup>一</sup>処ニテハ承仕催<sup>レ</sup>之。庭儀上堂共ニ然也。
- 【キーワード】 伝法院流、曼荼羅供、小次第、法則

A次第

○曼荼羅供次第堂上一行

先打<sup>ツ</sup>集會<sup>ノ</sup>鐘<sup>一</sup>

次僧徒參集

次僧座<sup>ニ</sup>立<sup>レ</sup>標<sup>ヲ</sup>

次仰鐘

次公卿着座

次整<sup>フ</sup>行列<sup>一</sup> 螺吹 引頭 讚衆 持金剛衆

大阿闍梨

法眼 衲衣  
左五鈷 皆水精念珠 右檜扇持之

次十弟子 居箱<sup>左机下</sup> 三衣 香呂箱<sup>右机下</sup> 香呂

如意 草座 座具 草鞋

次讚頭發音

次大阿闍梨入堂内 行<sup>テ</sup>立<sup>ツ</sup>禮盤<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>

先<sup>ツ</sup>是<sup>ニ</sup>十弟子置<sup>ク</sup>法具<sup>ヲ</sup>

次執<sup>テ</sup>香呂<sup>ヲ</sup>禮拜<sup>ニ</sup>度

次著<sup>ス</sup>禮盤<sup>ニ</sup> 困置<sup>テ</sup>香呂<sup>ヲ</sup>其後登<sup>ル</sup>之<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>本人<sup>ニ</sup>香呂箱<sup>ニ</sup>

次持金剛衆行道<sup>ニ</sup>度 下臈<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>先

次衆僧著座 干時<sup>ニ</sup>鏡鉢螺休<sup>レ</sup>聲<sup>ヲ</sup>讚衆上臈<sup>ヨリ</sup>次第<sup>ニ</sup>着座

次大阿闍梨執<sup>ル</sup>香呂<sup>ヲ</sup>

次總禮<sup>ニ</sup>度 困此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>持<sup>ス</sup>香呂<sup>ヲ</sup> 困置<sup>テ</sup>香呂<sup>ヲ</sup>五鈷念珠<sup>ヲ</sup>

次大阿闍梨前方便 困脱威儀

塗香 淨三業 取五鈷念珠 加持香水 灑水 加持供物 置五鈷念珠

淨三業 三部被甲 大虚空 小金 大金 不降 阿闍佛 空 火  
大三 唵 廿一

次驚覺鈴 困取<sup>テ</sup>五鈷<sup>ヲ</sup>抽擲<sup>等</sup>作法如<sup>レ</sup>常<sup>ノ</sup>振<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>

次執<sup>ル</sup>香呂<sup>ヲ</sup> 困五鈷念珠

次下座打<sup>ツ</sup>磬<sup>ヲ</sup>二度

次堂童子著座

次唄師發音

次堂童子賦<sup>ル</sup>花箱<sup>ヲ</sup>

次散花師發音 次第散花行道<sup>ニ</sup>度

次申<sup>ニ</sup>對揚<sup>ヲ</sup>

次堂童子収<sup>メ</sup>華箱<sup>ヲ</sup>退出<sup>ス</sup>

次打<sup>レ</sup>磬<sup>一</sup>度

次開眼 困執香呂

重<sup>ネ</sup>被<sup>レ</sup>開眼供養<sup>一</sup>給<sup>ヘ</sup> 金剛胎藏兩部曼陀羅奉<sup>テ</sup>始<sup>メ</sup>中

伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

台如來海會聖衆一各青蓮慈悲御眼ヲ開キ 奉ラン令ニ五眼具足セ

佛眼眞言 一打 困置ニ香呂五鈷等一

爲ニ五智四身功德圓滿ノ 困置ニ香呂五鈷等一

大日眞言 一打 困置

次表白 困置ニ香呂等一

敬テ白シ眞言教主大日如來金剛界會二十七尊九會曼荼

羅諸尊聖衆并ニ大悲胎藏八葉蓮臺十三大會塵刹聖衆殊

奉レ始ニ弘法大師ヲ三國傳燈諸阿闍梨耶總ノ佛眼所

照恆沙塵數一切ノ三寶上而言サ

夫以

甲 栗馱蓮理 乙 如如而遍ニ刹土ニ

甲 質多金智 乙 空空ニ韁ニ諸識一

丙 水清 則レ不到而到リ

丁 鏡瑩 則レ不得而得

鐘谷之應笑ソ斯遲ラン矣

伏惟バ慈照院殿明雪文英尊靈者

甲 柔和ヲ爲レ體 乙 坤育ヲ爲レ性

丙 旦ニ瑩ニ四德一莫レ虧ル

丁 晚ニ崇ニ三寶一罔レ怠ル

所レ冀フ

甲 時ヨリ攀テ椿葉ヲ 乙 數ク嘗ニ仙桃一

豈レ圖

甲 今年仲夏之天 乙 中旬第六之夕

丙 專心無レ亂 丁 十念告レ終ヲ

以來

甲 恩顏隱而無レ見ル 乙 再會何ノ時ノ

丙 德音絕テ又不レ聞ヘ 丁 言談幾日ノ

丙 百千萬行之淚痕未レ休マ

丁 一百ケ日之光陰云コ來ル

依レ之護持太王

甲 抽ニ一味之懇志一 乙 整ニ三密瑜伽軌則一

甲 嘔ニ數口之淨侶一 乙 修ニ曼荼羅供梵行一

丙 兼テ行ニ三七日ノ理趣一三昧一

丁 又サ寫シメントス一 兩種陀羅尼經一

然十則尊靈一

甲 心蓮速ニ開キ 乙 鎮ニ住ニ九尊性徳ノ宮一

丙 惠眼忽ニ豁ニ 丁 永ヘ登ニ五智本有ノ殿一

化功歸本ナルガ 故ニ護持太王

甲 玉體堅固而類ニ一シ金石一

乙 壽算長遠而並ニ松柏一

甲 恩山仰德之人 乙 福田結縁之輩

丙 同ク脱レ二愛河一 丁 齊ク遊ニ覺岸一

乃至法界 丁 平等利益 敬白

三下鐘ヲ鳴シテソ

兩部諸尊ヲハ驚シ奉リケル

妄執ノ雲忽ニ晴レテ

尊靈然ラバ自性ノ覺月ヲ耀カシ

玉フヘキ物ナリケリ

廻向大菩提

次讀ム願文一 先置キ香白五鈷一 取テ願文一讀シ之

次揚經題

抑モ新寫御經開キ二首題一可レ奉レ拜

ン南無大樂金剛不空眞實三昧耶經

次發願 一打 持レ經

至心發願 新寫妙典 開題供養 功德威力

天衆地類 倍增法樂 過去聖靈 證大菩提

護持法主 諸願圓滿 乃至法界 平等利益

次五大願

衆生無邊 福智無邊 法門無邊 如來無邊

菩提無上 過去聖靈

成正覺一切諷誦 一打

次小讀經 一打

次止經

次堂達獻ス誦經文一 三丁

次誦ス諷誦文一

次發願持シ諷誦文一 一打

至心發願 諷誦威力 天衆地類 倍增法樂

過去聖靈 出離生死 證大菩提 乃至法界

平等利益

次四弘

衆生無邊誓願 煩惱無邊

法門無盡 無上菩提

次小祈願

御諷誦ノ威力ニ依ル故ニ過去聖靈出離生死證大菩提ノ

爲ニ

伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

- 摩訶毘盧遮那寶號 一打
- 兩部界會諸尊聖衆 一打
- 次佛名 持<sub>二</sub>諷誦文<sub>一</sub> 困取<sub>二</sub>如意<sub>一</sub>
- ン南無
- 諷誦威力 過去聖靈 聖靈決定 頓證菩提
- 次教化
- 三下鐘ヲ鳴シテソ
- 兩部諸尊ヲハ驚シ奉リケル
- 妄執ノ雲忽晴レテ尊靈然ラバ
- 自性ノ覺月ヲ耀カシ玉フベキ
- 廻向大菩提 困置<sub>二</sub>如意<sub>一</sub>
- 次磬 一打
- 次神分 困取<sub>二</sub>香呂<sub>一</sub>
- 抑<sub>モ</sub>三密修行之處御願成就之砌<sub>ナレバ</sub> 爲<sub>ニ</sub>佛法護持善根隨喜<sub>ノ</sub>所<sub>ニ</sub>來臨<sub>シ</sub>玉<sub>フ</sub> 外金剛部護法天等三界所有ノ天衆地類殊<sub>ニハ</sub> 本命元辰當年屬星諸曜宿等王城鎮守諸大明神乃至自界他方權實<sub>ニ</sub>類各爲<sub>ニ</sub>法樂莊嚴<sub>一</sub>
- 心經一切誦 磬一打 置<sub>二</sub>香呂<sub>一</sub>
- 大般若經 一打
- 奉<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>金輪聖皇天長地久<sub>一</sub>
- 藥師寶號 一打
- 仰<sub>テ</sub>乞<sub>フ</sub>眞言教主大日如來兩部界會諸尊聖衆降<sub>ニ</sub>臨<sub>シ</sub>道場<sub>ニ</sub>所說之妙供ヲ哀愍納受<sub>シ</sub>給<sub>テ</sub>過去聖靈無始以來ノ三業ノ罪障ヲ斷除<sub>セシ</sub>給<sub>レ</sub>出離生死頓證菩提大願成就<sub>セシメ</sub>給<sub>ハ</sub>
- 摩訶毘盧舍那寶號 一打
- 兩部界會諸尊聖衆 一打
- 困奉<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>護持太王御願<sub>一</sub>
- 困金剛手菩薩 一打
- 爲<sub>ニ</sub>宮内安穩諸人快樂<sub>一</sub>
- 大聖不動明王 一打
- 爲<sub>ニ</sub>天下法界平等利益<sub>一</sub>
- 大悲觀自在尊 一打
- 次五悔 困或<sub>レ</sub>說<sub>ニ</sub>鉛珠<sub>ハ</sub>神分以後五悔以前<sub>ニ</sub>置<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>或<sub>レ</sub>說<sub>ハ</sub>持<sub>レ</sub>之
- 次勸請 困取<sub>二</sub>香呂五鉛等<sub>一</sub>
- 次五大願
- 次讚
- 次普供養
- 次三力

次打磬

次供養法

困振鈴

次散念誦 一字、磬打之

次置三五鈷念珠

次八供養

次事供

依云正云是心色無二平等無二自他  
本自清淨離捨取無能無所號檀那

三鈷印甘露  
明三返加持

佛布施

乍レニ一度ニ取リ具ニ加ニ  
持ス之ヲ置ニ壇ノ左方ニ

次闕伽

次後鈴了

次讚

次普供養

次三力祈願

次禮佛

次廻向 一打 困取ニ香鈷珠

次廻向方便 色衆上臈出之

次解界奉送 拍掌 三部被甲

次直ニ威儀

次取ニ念珠五鈷香呂

次打磬 一打

次降ニ禮盤 三禮

次置ニ香呂

次着ニ平座

十弟子取ニ脇机ニ所レ安之香呂箱ヲ置ニ座ノ右  
取ニ居箱ヲ置ニ座ノ左ニ撤ニ禮盤ノ上ノ座具

次還列如ニ進儀

平座曼タラ供ノ事

健保二年三月日寛瑜法印法事

導師覺教法印之向云

彼ノ道儀所レ聞及レ粗記レ之

佛 兩界 種種字 經

導師 法服甲ケサ香呂箱草座具レ之  
如意座具略レ之不レ具二十弟子

無言行道總禮無レ之

散花 於ニ本座ニ同音

伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

右三僧記ノ内寫レ之者也

干時延宝二年六月十六日之用意

外題 豊山傳法院權僧正尊如

廣澤 曼荼羅供次第

B次第

○曼荼羅供次第 困堂上一行

先時刻打<sup>ツ</sup>衆僧衆會鐘<sup>ヲ</sup>

困色衆半許<sup>リ</sup>參<sup>レ</sup>之後可<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>之

次僧徒參<sup>ニ</sup>集<sup>ス</sup>集會所<sup>ニ</sup>

次僧座<sup>ニ</sup>立<sup>レ</sup>標

次大王渡<sup>ニ</sup>御御聽聞所<sup>ニ</sup>

困奉行參<sup>テ</sup>大阿闍梨休息所<sup>ニ</sup>告<sup>ニ</sup>示<sup>ス</sup>色衆參進之由<sup>ヲ</sup>

次整<sup>テ</sup>從僧ノ列<sup>ヲ</sup> 一行 困專當申列案内

讚衆 法服甲袈裟

困讚頭行<sup>ニ</sup>立<sup>レ</sup>机<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>入<sup>テ</sup>檜扇

獨跏念珠於懷中<sup>ニ</sup>取<sup>レ</sup>鉢<sup>ヲ</sup>進行<sup>ス</sup>

音頭<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>依<sup>ニ</sup>次<sup>ニ</sup>持<sup>テ</sup>鉢<sup>ヲ</sup>前<sup>ニ</sup>行<sup>テ</sup>最末<sup>ハ</sup>打<sup>レ</sup>鏡<sup>ヲ</sup>持<sup>ハ</sup>相<sup>ヒ</sup>

副<sup>フ</sup>

困承仕進<sup>ミ</sup>寄<sup>セ</sup>取<sup>リ</sup>鏡<sup>ヲ</sup>頭人取<sup>ル</sup>鉢<sup>ヲ</sup>承

仕取<sup>テ</sup>鏡<sup>ヲ</sup>困<sup>ヲ</sup>後專當自<sup>ラ</sup>砌<sup>下</sup>撤<sup>ス</sup>机<sup>ヲ</sup>

持金剛衆 法服衲衣

列立<sup>テ</sup>下<sup>ニ</sup>臈<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>先

大阿闍梨 法服衲衣 持<sup>テ</sup>五跏困水精念珠<sup>ヲ</sup>

困一人上臈<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>先

十弟子持<sup>テ</sup>居<sup>ニ</sup>管<sup>ニ</sup>香爐<sup>ヲ</sup> 困扈從相從後

在如 草座<sup>座具</sup>等 在後 困上臈<sup>居筈</sup>草座 下臈<sup>香呂筈</sup>如意

次讚頭發音 困一反如常

次色衆上堂

引率徐步ノ到<sup>リ</sup>正面<sup>ニ</sup>群<sup>ニ</sup>立<sup>ス</sup>簀子<sup>ニ</sup>

螺吹暫<sup>ク</sup>在<sup>リ</sup>砌外<sup>ニ</sup> 困讚頭第二反讚四<sup>突</sup>進<sup>ム</sup>時 則<sup>ニ</sup>螺吹聲<sup>ヲ</sup>發<sup>ル</sup>ナリ

次大阿闍梨入堂内

入<sup>テ</sup>正面<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>行<sup>ニ</sup>立<sup>レ</sup>禮盤<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>

先暫留<sup>ニ</sup>簀子<sup>ニ</sup>其間十弟子置<sup>キ</sup>物<sup>ヲ</sup>具<sup>ス</sup>或左机脇下机<sup>ニ</sup>置<sup>テ</sup>居<sup>ニ</sup>管<sup>ヲ</sup>右脇机<sup>ニ</sup>置<sup>キ</sup>香爐<sup>ヲ</sup>禮盤<sup>ニ</sup>敷<sup>ニ</sup>座<sup>具</sup>一<sup>ツ</sup>平座<sup>ニ</sup>敷<sup>ニ</sup>草座<sup>ニ</sup>

次執<sup>リ</sup>香呂<sup>ヲ</sup>禮拜三度

次著<sup>ニ</sup>禮盤<sup>ニ</sup> 置<sup>テ</sup>香呂<sup>ヲ</sup>著<sup>ス</sup>也

次持金剛衆無言行道 下臈爲<sup>レ</sup>先

讚衆立<sup>ニ</sup>簀子<sup>ニ</sup>突<sup>キ</sup>鉢<sup>ヲ</sup>打<sup>レ</sup>鏡<sup>ヲ</sup>螺吹<sup>ハ</sup>在<sup>テ</sup>階<sup>下</sup>不<sup>レ</sup>休<sup>レ</sup>聲<sup>ヲ</sup>僧

侶著座<sup>ス</sup>

困讚頭於<sup>テ</sup>簀子<sup>ニ</sup>無言行道終<sup>ニ</sup> 持金剛衆著座<sup>ス</sup>讚衆見<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>止<sup>ム</sup> 頭鉢<sup>ヲ</sup>突<sup>キ</sup>螺吹<sup>ヲ</sup>聲<sup>ヲ</sup>止<sup>ム</sup> 鉢<sup>ヲ</sup>入<sup>ニ</sup>中央<sup>ニ</sup>間<sup>ニ</sup>同<sup>ニ</sup>著座<sup>ス</sup>

十弟子列<sup>テ</sup>居<sup>ニ</sup>散花机邊<sup>ニ</sup>螺吹<sup>テ</sup>鏡<sup>ヲ</sup>持<sup>テ</sup> 困收<sup>レ</sup>鉢<sup>ヲ</sup> 退還

或<sup>ハ</sup>物<sup>具</sup>各置<sup>キ</sup> 了<sup>テ</sup>俟<sup>ツ</sup>後<sup>ニ</sup>戸<sup>ニ</sup>

次大阿闍梨執<sup>テ</sup>香呂<sup>ヲ</sup>

次諸僧總禮三度

次大阿闍梨前方便

伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

次驚覺鈴 取壇上杵抽擲并振鈴等如常作法

困 次大阿闍梨取珠五鈷香呂等

次下座打磬 二度

次堂童子著座 常無之

次唄師執香爐發音

堂童子賦花筥 困今度承仕役也

次散花師行立佛前發音 次第散花

持香呂花筥立座到便所執座具今度承仕役之立正面

敷座具脱草鞋登其上禮拜三度即降座具著

草鞋立前發音諸僧起座付之

次行道一匝以先上臈

次散花師留立佛前申對揚置花筥取香呂

脱草鞋蹲居座具上唱之唱畢著草鞋到始所

返賜座具於從僧 困承仕復座

次堂童子 困承仕収花筥退去

次打磬 一度

次大阿闍梨執香呂

次開眼 困 佛眼眞言打磬一度 大日眞言同一度

次表白

此ノ間分ニ置御經一 堂達跪ニ御經机下ニ取出御經ニ置ニ

管蓋ニ取ニ金剛頂經第一尊勝陀羅尼一卷就禮盤ノ邊ニ

置ニ右脇机ニ則令預持御經管ノ蓋分ニ置ク僧前經机ニ

人別一卷從上 困 次讀御善根目錄今度願 騰次第頒之 文被載之間無目錄也

次讀御願文

次揚經題 困 先金剛頂經次 尊勝ダラニ

困先稱之抑新寫御經御可奉拜首題

衆僧内ニ揚之

次打磬 一度

次發願 困持經

次五大願

次小祈願 困 過去精靈成正覺一 切諷誦打磬一度

次小讀經

次打磬 一度

次止讀經

次打磬 一度

次堂達授御誦經文於導師 就禮盤左邊授之

次專當槌御誦經鐘下預仰之

次大阿闍梨讀御誦經文

次打磬 一度

次發願 持誦誦文

次四弘

次佛名 持誦誦文

次教化 困南無誦誦威力過聖  
靈々決定證大菩提

次堂達返取御誦經文請咒願復座

次大阿闍梨執香呂

次神分析願等

次五悔

此ノ間預入後戸撤衆僧前ノ經机 困次執香爐

次勸請五大願等 困聖靈句 五誓終 護持句 以之

預入後戸置鉢於讚頭前置鏡於末座前退出

次讚頭發音 困四智心 略佛讚

次普供養三力

次打磬 一度

次供養法 如常兩都合行

次散念誦了打一字磬 一度

衆僧等誦一字咒

次後供養

闕伽以前佛布施一裹供之

次後鈴

次誦讚 四智 心略漢語 吉慶漢語第三段

次普供養三力祈願禮佛 困次大阿闍梨取念珠五結香呂等

次打磬 一度

次廻向

次大阿闍梨降禮盤

取香呂三禮 困呂返入香 簞於中

次著平座

十弟子移置法具於平座

次諸僧退去

先之讚頭起座進出正面間机西於散花机邊

取鉢預持向進行衆僧各進出 困下臈整還列 此所

次大阿闍梨退去

十弟子自後戸參進撤法具 各任出正面中央ノ間机 本役

一蹲居南箕子 北面從後如進儀 東上

次讚二段 困螺 吹 困讚頭返ヲ突ケバ吠声ヲ 止メテ退散スルナリ

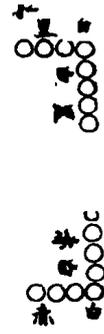
一品宮御母儀三十三回忌御佛事被行之

大阿闍梨上醍醐水本僧正寬濟職衆十二口

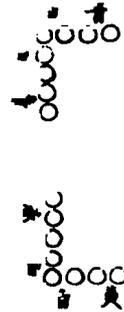
伝法院流所用「曼荼羅供次第」(細沼)

右次第從<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>書<sub>一</sub>之<sub>二</sub>了<sub>一</sub>也

四色佛供置様



佛布施

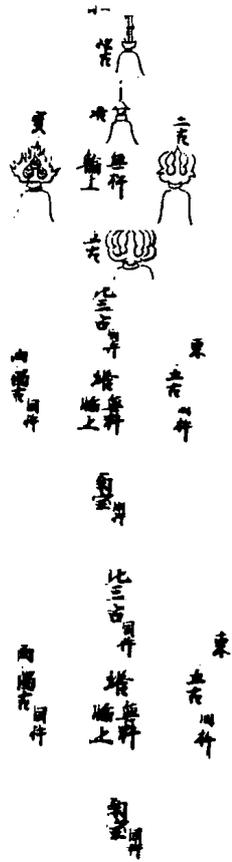


緒ハ二寸ツツタタムソ  
ママ(一カ)

尻頭ハカタムスビ

五種鈴

此説如何



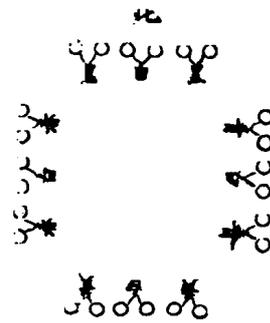
右塔鈴之外之四ツハ各有<sub>二</sub>金剛盤<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>之様ニ<sub>二</sub>説

有<sub>レ</sub>之 一者隨方<sub>二</sub>二者觀心<sub>一</sub>云

朱書云<sub>レ</sub>觀心次第此説非也 以<sub>二</sub>五鈺鈴<sub>一</sub>居<sub>二</sub>正面<sub>一</sub>

方<sub>一</sub>ニ 正面方鈴杵ハ居<sub>二</sub>ス五鈺鈴方<sub>一</sub>ニ於<sub>二</sub>テハ此兩鈴<sub>一</sub>ニ可<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>觀心<sub>一</sub>ニ五種鈴杵等互<sub>二</sub>具<sub>一</sub>其德<sub>一</sub>故<sub>二</sub>餘方鈴杵等<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>本方<sub>一</sub>ニ云

四色佛供事



右又ハ以<sub>二</sub>艮巽坤乾<sub>一</sub>ニ如<sub>レ</sub>次擬<sub>二</sub>シ東西南北青黃赤黒<sub>一</sub>ニ令<sub>二</sub>次第<sub>一</sub>居<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>ラ

又南向<sub>ノ</sub>堂<sub>ナレバ</sub>以<sub>レ</sub>巽<sub>ヲ</sub>爲<sub>レ</sub>東以<sub>レ</sub>艮爲<sub>レ</sub>北<sub>云</sub>

金界<sub>ナレバ</sub> 青黃赤黒也

胎界<sub>ナレバ</sub> 赤黃青黒也

外題 豐山傳法院權僧正尊如

廣澤曼荼羅供次第